

大阪府立漕艇センター及び大阪府立臨海スポーツセンター
指定管理者募集要項

令和7年8月

大 阪 府

＝ 目 次 ＝

項 目	ペ ー ジ
1. 指定管理者制度導入の目的	1
2. 施設の概要	1
3. 業務の範囲及び内容	2
4. 指定管理者の収支及び納付金等	1 1
5. 申請者の資格	1 3
6. 申請の手続き	1 3
7. 申請にあたっての提出書類	1 6
8. 指定管理者の選定	1 9
9. 指定予定期間	2 0
1 0. 指定管理者の指定及び協定の締結	2 0
1 1. 引継ぎ事項	2 1
1 2. モニタリング（点検）の実施	2 2
1 3. ネーミングライツ企業の募集について	2 3
別紙 1 施設の内容	3 0
別紙 2 指定管理者として果たしていただくべき責務	3 2
別紙 3 リスク分担表	3 7
別紙 4 審査基準	3 8
1 4. 申請書等の様式（様式第 1 号～様式第 12 号）	4 5
1 5. その他参考資料	
大阪府立漕艇センター資料	
大阪府立臨海スポーツセンター資料	

大阪府立漕艇センター及び大阪府立臨海スポーツセンター 指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度導入の目的

大阪府では、平成 17 年 4 月から指定管理者制度を導入し、大阪府立漕艇センター及び大阪府立臨海スポーツセンター（以下「2 施設」という。）においては平成 18 年度から導入しています。

大阪府立漕艇センターは、各種ボート競技大会を開催するなど本府のスポーツの振興に寄与してきた施設です。

大阪府立臨海スポーツセンターは、南大阪地域のスポーツ施設としてアイススケートをはじめテニスやバドミントン等府民のスポーツの場を提供するなど、大阪府のスポーツの振興を図るとともに、併せてクラブチームや競技団体の会議など文化的な集会の場も提供してきた施設です。

2 施設の管理運営にあたっては、利用者サービスの向上や経費の節減を図ることはもとより、民間の経営手法や人材・技術力などの活力を最大限に活かした運営を行うことにより、施設を有効利用した事業展開を図るなど、魅力的な施設運営を目指しており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、大阪府立漕艇センター条例（昭和 44 年大阪府条例第 6 号）（以下「センター条例」という。）第 4 条、大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和 59 年大阪府条例第 9 号）（以下「臨スポ条例」という。）第 4 条の規定に基づき、2 施設の次期指定管理者（令和 8 年 4 月から）を広く募集するものです。

2. 施設の概要

《大阪府立漕艇センター》

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | 大阪府立漕艇センター |
| (2) 所 在 地 | 大阪府高石市高砂 1 丁目 |
| (3) 周辺環境 | 浜寺公園と泉北一区臨海埋立地に挟まれた巾 200 メートルの浜寺水路を使用し、B 級 1,000m 及び C 級 2,000m の公認を受けている漕艇コースがある。 |
| (4) アクセス | 南海本線羽衣駅からタクシー 7 分、
南海高師浜線高師浜駅から北西へ 900m、
JR 羽衣線東羽衣駅からタクシー 7 分
阪神高速道路 4 号湾岸線南行き「浜寺」、北行き「高石」出口。 |
| (5) 施設の竣工・開館 | A 棟：平成 8 年度 B 棟：昭和 44 年開館 |
| (6) 施設の規模 | 敷地面積 4,428 m ² （A 棟と B 棟の合計）
建築面積 1,835 m ² （A 棟と B 棟の合計） |

- 延床面積 2,711 m² (A棟とB棟の合計)
 建物構造 地上3階、鉄筋コンクリート造
- (7) 施設の内容 別紙1-1「施設の内容」のとおり
- 《大阪府立臨海スポーツセンター》
- (1) 名称 大阪府立臨海スポーツセンター
 (2) 所在地 大阪府高石市高師浜丁6-1
 (3) 周辺環境 大阪市中心部から約50分の立地で、高石市中心街から北西に位置し、浜寺水路に隣接する施設。
 (4) アクセス 南海本線高石駅から北西へ800m
 南海高師浜線高師浜駅から北西へ300m
 阪神高速道路4号湾岸線南行き「浜寺」、北行き「高石」出口。
 (5) 施設の竣工・開館 昭和47年6月竣工・開館
 (6) 施設の規模 敷地面積 25,695 m²
 建築面積 10,543 m²
 延床面積 12,381 m²
 建物構造 地上2階、地下1階、
 R C造(一部S R C造、屋根鉄骨造)
 (7) 施設の内容 別紙1-2「施設の内容」のとおり

3. 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

大阪府ではこれまで「財政再建プログラム案(平成20年)」、「大阪府財政構造改革プラン案(平成22年)」及び「行財政改革推進プラン案(平成27年)」等を策定し、行財政改革に取り組んでいます。この中で使用料(利用料金)は、受益と負担の明確化の観点から2施設においては原則、受益者負担割合100%とし、また指定管理者への指定管理料は支出しないこととなっています。指定管理者には民間の経営手法や人材・技術力などの活力を活かし、更なる経費の節減や自主事業を積極的に行うなど施設設備等を最大限に有効活用した提案をお願いします。

《大阪府立漕艇センター》

大阪府立漕艇センター(以下「センター」という。)は、国民体育大会をはじめ各種ボート競技大会を開催するなど、本府のスポーツの振興に寄与しています。

なお、指定管理者には、次の内容をご理解の上、遵守していただきます。

①開所時間・休所日

開所時間・休所日は、大阪府立漕艇センター条例施行規則(昭和44年大阪府教育委員会規則第5号)(以下「センター条例施行規則」という。)第2条及び第3条の規定に定める時間及び休所日とします。

ア. 開所時間 午前9時から午後5時30分まで

イ. 休 所 日 月曜日（休日にあたる場合は翌日）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ 開所時間及び休所日については、上記を原則としますが、センター条例施行規則第2条第1項ただし書き及び第3条第1項ただし書きの規定により、臨時に変更することができます。その場合は、事前に大阪府の承認が必要となります。

なお、現在は指定管理者の申請に基づき利用者の早朝練習のため、また日照時間が長い夏などは開所時間の延長を承認しています。

閑散期（11月から翌年2月まで）について、運営方法に関する提案がある場合は、事業計画書に記入してください。

また、提案内容の実施に当たっては、大阪府の承認が必要です。

②施設の良好な維持管理

各種施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの機能及び衛生状態を正常に保持するとともに、関係法令等を遵守し、利用者が快適・安全に利用できるよう施設の環境保全、保安警備などを含め適正な維持・保全を行っていただきます。

③管理運営に係る事業年度

管理運営に係る事業年度は、大阪府の会計年度と同じ毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とします。センターの管理運営業務に係る事業計画・実績報告等はこの事業年度により作成してください。

④施設の利用条件

センターは、スポーツの振興を図るためセンター条例に基づき設置している府の公の施設であること。また、収支改善、施設の有効活用及び府民サービスの向上のため、本施設を有効利用したドラゴンボートやカヌーなど各種のマリンスポーツを含めたスポーツ振興事業を実施することができるものとし、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとします。

以上を考慮し、提案にあたっての施設利用条件を以下のとおりとします。

ア. 艇庫

- ・エイト、フォア、スカル、オールを入れる艇庫の貸業務を行うこと。
- ・年間利用計画策定時においては、センター条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・利用計画策定後、空スペースがある場合は、同スペースを利用した府民のスポーツ振興及び健全で文化的な活動に寄与する事業を実施することができるものとし、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

イ. トレーニング室、会議室、休息室

- ・利用に当たっては、センター条例等に基づき、貸業務を行うこととし、府民のスポーツ振興に寄与し、かつ周辺の風紀の保持に支障がない範囲において、実施する事業を提案すること。なお、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

⑤利用料金

利用料金の額は、センター条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとします。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について大阪府

の承認が必要です。また、額を変更する場合も同様とします。

《大阪府立臨海スポーツセンター》

大阪府立臨海スポーツセンター（以下「臨スポ」という。）は、南大阪地域のスポーツ施設として、アイススケートをはじめテニスやバドミントン等府民のスポーツの場を提供するなど、大阪府のスポーツの振興を図るとともに、併せてクラブチームや競技団体の会議など文化的な集会の場も提供しています。

なお、指定管理者には、次の内容をご理解の上、遵守していただきます。

①開所時間・休所日

開所時間・休所日は、大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則（昭和 59 年大阪府教育委員会規則第 3 号）（以下「臨スポ条例施行規則」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に定める時間及び休所日とします。

ア．開所時間 午前 9 時から午後 9 時まで

イ．休 所 日 木曜日（休日にあたる場合は翌日）

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

※ 開所時間及び休所日については、上記を原則としますが、臨スポ条例施行規則第 2 条第 1 項ただし書き及び第 3 条第 1 項ただし書きの規定により、臨時に変更することができます。その場合は、事前に大阪府の承認が必要となります。

②施設の良好な維持管理

各種施設・設備等の機能、特性を十分に把握し、それらの機能及び衛生状態を正常に保持するとともに、関係法令等を遵守し、利用者が快適・安全に利用できるよう施設的环境保全、保安警備などを含め適正な維持・保全を行っていただきます。

③管理運営に係る事業年度

管理運営に係る事業年度は、大阪府の会計年度と同じ毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とします。臨スポの管理運営業務に係る事業計画・実績報告等はこの事業年度により作成してください。

④施設の利用条件

臨スポは、体育及びスポーツの振興を図り、併せて文化的な集会の場を提供するため臨スポ条例に基づき設置している府の公の施設であることから、アマチュアスポーツ団体等（プロスポーツ、興行等を除く団体。）の利用（アマチュア団体等が実施している各種教室を含む。）に支障をきたさないことなどに配慮し、提案にあたっての施設利用条件を以下のとおりとします。

ア．第 1 体育室

- ・利用に当たっては、午前（9 時から正午）、午後（13 時から 16 時 30 分）、夜間（17 時 30 分から 21 時）の利用時間帯に分け、1 日 3 コマで貸室を行うこととすること。
- ・年間利用計画（※）策定時においては、臨スポ条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・利用計画策定後、空室がある場合は、同室を利用した府民のスポーツ振興及び健全で文化的な活動に寄与する事業を実施することができるものとし、提案された

事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

イ. 第2体育室

- ・利用に当たっては、午前、午後、夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととする。
- ・年間利用計画策定時においては、臨スポ条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・また、府民のスポーツ振興に寄与し、かつ周辺の風紀の保持に支障がない範囲において、実施する事業を提案すること。なお、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

ウ. アイススケート場

- ・通年、アイススケート場として運営を行うこととする。
- ・一般（開放）利用については、提案により利用時間帯を明確にすること。

参考（現行の利用時間帯）：11時30分から17時30分まで

- ・アマチュア競技団体等の専用使用枠を、1回につき1時間30分を1コマとし、1日（9時から21時まで）につき最低限2コマを確保すること。（ただし、時間外については制限を加えない。）
- ・年間利用計画策定時においては、臨スポ条例施行規則等に基づき、十分に利用調整を行うこと。
- ・府民のスポーツ振興に寄与し、かつ周辺の風紀の保持に支障がない範囲において、実施する事業を提案すること。なお、提案された事業については、指定管理者の自主事業として位置づけることとする。

エ. 大会議室、小会議室

- ・利用に当たっては、午前、午後、夜間の利用時間帯に分け、1日3コマで貸室を行うこととし、府民の健全で文化的な集会等の用に供する。

オ. 駐車場運営

- ・有料駐車場152台分（臨時駐車場20台分を含む）の運営を行うこと。
- ・有料駐車場に係る諸経費（料金ゲート設置費、維持管理費等）においては指定管理者の負担とします。

※ 年間利用計画：毎年、12月末までに競技団体等から翌年度の利用計画書を提出してもらい、2月末頃までに調整し、利用者を決定しています。なお、利用調整時期を早めていただくことは構いません。

⑤利用料金

利用料金の額は、臨スポ条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとします。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について大阪府の承認が必要です。また、額を変更する場合も同様とします。

（2）管理運営業務の内容

《センター》

ア. センターの利用に関する業務

- ①センターの利用（艇庫・貸艇・水道・放送設備・水路用具・トレーニング室・温水シャワー・コインロッカー・休息室・会議室・土地）の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- ②総合案内業務

- ③附帯設備・備品貸出補助及び上記①の利用に伴う補助業務
- ④センターの一般利用に係るホームページ作成、更新業務
- ⑤その他円滑な運営に必要な業務
- イ．センター施設・設備維持及び補修業務
 - ①電気及び機械設備運転保守管理業務
 - ②警備保安業務
 - ③清掃業務
 - ④設備機器法定点検及び環境衛生業務
 - ⑤設備機器定期点検業務
 - ⑥植栽管理業務
 - ⑦その他円滑な施設・設備の維持及び補修（別紙３「リスク分担表」内の種類「改修・維持補修」における指定管理者が負担者とする改修及び維持補修）に必要な業務

＊仕様書(現地説明会で配付)を示した業務については、仕様書の業務内容を基本とし、現状の水準を確保した提案とすること。現状の水準を確保した上で、更なる効率化が図れる提案がある場合は、合理的な理由を付して具体的な提案をすること。

(第三者への委託の禁止等)

管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に対して、委任し、または請け負わせることはできません。管理運営業務の一部（主要な部分を除く）について第三者に対して、委任し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により府の承諾を得ることが必要です。なお、管理運営業務のうち主要な部分とは下記のとおりです。

- ・上記ア．センターの管理に関する業務における①

《臨スポ》

ア．臨スポの利用に関する業務

- ①臨スポの利用（第１体育室・第２体育室・アイススケート場（氷上管理、監視業務、貸し靴業務を含む）・大会議室・小会議室・フリースペース）の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- ②総合案内業務
- ③附帯設備貸出補助及び上記①の利用に伴う補助業務
- ④臨スポの一般利用に係るホームページ作成、更新業務
- ⑤その他円滑な運営に必要な業務

イ．臨スポ施設・設備維持及び補修業務

- ①電気及び機械設備運転保守管理業務
- ②警備保安業務
- ③清掃業務
- ④設備機器法定点検及び環境衛生業務
- ⑤設備機器定期点検業務
- ⑥駐車場管理業務
- ⑦植栽管理業務
- ⑧その他円滑な施設・設備の維持及び補修（別紙３「リスク分担表」内の種類「改修・維持補修」における指定管理者が負担者とする改修及び維持補修）に必要な業務

業務

＊仕様書(現地説明会で配付)を示した業務については、仕様書の業務内容を基本とし、現状の水準を確保した提案とすること。現状の水準を確保した上で、更なる効率化が図れる提案がある場合は、合理的な理由を付して具体的な提案をすること。

(第三者への委託の禁止等)

管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に対して、委任し、または請け負わせることはできません。管理運営業務の一部（主要な部分を除く）について第三者に対して、委任し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により府の承諾を得ることが必要です。なお、管理運営業務のうち主要な部分とは下記のとおりです。

- ・上記ア．臨スポの管理に関する業務における①

(3) 指定管理者に係る権限

① 2 施設の利用承認及び取消し

2 施設の利用の承認及びその取消しにあたっては、大阪府行政手続条例（平成 7 年大阪府条例第 2 号）に基づき、公正かつ透明な手続きのもと行っていただきます。なお、指定管理者は目的外の使用許可はできません。

② 2 施設の入館の制限等

センター条例、臨スポ条例、センター条例施行規則、臨スポ条例施行規則及び大阪府行政手続条例に基づき、指定管理者は利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができるとともに、利用者が施設を模様替えし、又は設備を付加することを承認することができます。

③ 利用料金の減免

センター条例第 11 条第 6 項及びセンター条例施行規則第 12 条、臨スポ条例第 11 条第 6 項及び臨スポ条例施行規則第 13 条の規定に基づき、身体障がい者など指定管理者が適当と認めるときは利用料金を減額し、又は免除することができます。

④ 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、指定管理者自らが自主的にスポーツ教室の開催などの利用者サービスを提供していただくことができます。

ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、府との協議が必要となります。

⑤ 施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らの負担で施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、あらかじめ大阪府の承認が必要です。なお、指定期間終了時に、施設等の価値を高めた場合で大阪府の承認を得たときは、原状回復は不要とします。（大阪府へ無償譲渡していただきます。）

(4) 管理運営にあたって遵守すべき主な法令

大阪府の公の施設である 2 施設の管理運営業務を行うにあたり、以下の関係法令、条例及び関連する通知・要領の規定を遵守してください。

- ・地方自治法

- ・センター条例
- ・センター条例施行規則
- ・臨スポ条例
- ・臨スポ条例施行規則
- ・行政手続法、大阪府行政手続条例、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例、大阪府情報公開条例、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（「以下「ハートフル条例」という。）
- ・施設維持、設備保守点検に関する法規等
 - 建築基準法、水道法、ガス事業法、高圧ガス保安法、大気汚染防止法、警備業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、電気事業法など、その他施設維持・設備保守を行うにあたり必要な法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法規
- ・大阪府暴力団排除条例等、暴力団排除に関する関連法規
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ・その他、管理運営業務に伴う関連法規・通知等

（５）ネーミングライツ・広告等に関する提案について

大阪府では、様々な施設を有効に活用し、ネーミングライツ、広告等の手法を用いた収入確保策を積極的に進めています。指定管理者制度導入施設においてもネーミングライツや広告を導入し、有効活用を図っていきます。

ネーミングライツとは、日本語では「命名権」と訳され、一般には、公共施設等がもつ媒体価値をもとに、企業の社名やブランド名等を施設等の愛称に付与する権利をいいます。

大阪府では、様々な施設等にネーミングライツを導入することとしており、今回、指定管理者を募集する２施設についても、ネーミングライツを導入する予定です。

ネーミングライツ導入の大阪府にとっての目的・効果は、命名権を付与することにより、その対価として新たな収入の確保及び得られた収入の活用による府民サービスの向上です。ネーミングライツを取得した事業者にとっての目的・効果は、命名した愛称が府の広報活動やマスメディア等を通じて露出する機会を得られ、企業名や商品名の宣伝効果等です。

施設の指定管理者の皆様には、こうした府の取組みにご理解をいただき、ネーミングライツやその他広告等の導入につき、ご協力をお願いします。

ただし、いただいた提案は指定管理者選定の評価に加味いたしますが、必ずしも、この提案をもってネーミングライツ等に関する決定を行うものではありませんのでご留意ください。

（６）事業報告書等の提出

①事業報告書

２施設の指定管理者は、毎事業年度終了後 30 日以内にそれぞれの施設の管理運営業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、書面により大阪府に提出してください。

ア 業務の実施状況

イ 施設の利用状況

ウ 業務に係る経理の状況

※ 自主事業も含めた収支に基づく納付金、若しくは収益等に対する還元の支払いを約した場合には、自主事業の収支について、管理運営業務に係る収支とは分けて整理した上で、報告してください。また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

エ 大阪府が管理運営業務の適正を期するため必要があると認める事項

- ・人権研修の実施状況
- ・個人情報保護及び情報公開の実施状況
- ・就職困難者雇用実績報告書又は知的障がい者等の現場就業状況実績報告書（提案した場合のみ）

②財務諸表

2施設の指定管理者は、毎事業年度終了後の翌年度で大阪府が指定する日までに、指定管理者（全ての構成団体）における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書）又は財団法人等の団体はこれに類する財務書類を書面により大阪府に提出してください。

※提出にあたっては公認会計士等の会計監査結果を併せて提出してください。

（7）事業計画書等の提出

2施設の指定管理者は、指定期間中において、毎事業年度開始の前年度で大阪府が指定する日までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を作成し、大阪府に提出してください。

※複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

（8）事業計画書等の実施状況の確認

2施設の指定管理者は、管理運営業務の適正な事業運営を図るため、事業計画書等の実施状況を毎年度四半期ごとに書面により大阪府に提出してください。

（9）指定管理者評価（モニタリング）の実施

大阪府は事業計画等の実施状況について、毎事業年度ごとに管理運営業務の実施状況等に関する調査、審議及び評価を行うため、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会を開催します。2施設の指定管理者は、自己評価の実施、調査の実施等に協力していただきます。

（10）実地調査等の監査対応

大阪府は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により管理運営業務内容又はこれに関連する事項について、指定管理者に対して説明を求め、実地調査し、書類の提出を求め、必要な指示をする場合があります。

また、地方自治法第199条第7項の規定により監査委員は、必要があると認めるときは、監査することができます。（監査委員による監査、公認会計士等による包括外部監査人による監査、個別外部監査人による監査）

これらの場合には大阪府及び監査委員等の求めに応じて書類提出など誠実に対応していただきます。

(11) 指定管理者と大阪府の責任分担

指定期間中（準備期間を含む）の指定管理者と大阪府との責任分担（リスク分担）は別紙3「リスク分担表」のとおりとし、大阪府議会での議決を経た後に大阪府と締結する管理運営業務協定書に明記します。

(12) 自主事業及び修繕等の提案

① 自主事業の実施

2施設の指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、指定管理者自らが自主的にスポーツ教室の開催などの利用者サービスを提供して収益事業を実施することができます。民間のノウハウを活用した幅広い積極的な提案をお願いします。提案にあたっては事業計画書（様式第2号）及び収支計画書（様式第3号）に具体的にご記入ください。

提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがあるときは、その旨を事業計画書（様式第2号）に明記してください。

② 基本修繕の実施

管理運営業務に伴う修繕費は2施設の施設・設備の機能維持、保全管理、利用者の安全及び計画的な補修に資するため、管理運営に必要な経費をご提案ください。ただし、事業計画書及び収支計画書に計上する基本修繕費は各年度ごとにセンターは60万円以上、臨スポは440万円以上で提案してください。なお、基本修繕費が、年度ごとに実績額が下回る場合は、その下回った額を当該年度の府への納付金に加算します。

(13) 施設・貸与物品について

大阪府は管理運営業務を遂行するため、現状の施設及び附帯設備を無償で指定管理者に利用させるものとし、2施設の指定管理者は管理運営業務を遂行するために必要な備品、用具、機器、装置、材料等を備えるものとします。ただし、大阪府が所有する物品等については、無償で指定管理者に貸与します。ただし、自主事業又は大阪府が別途行う目的外使用許可を行う施設等については除きます。なお、臨スポにおける氷上整備車は指定管理者でご用意（現指定管理者2台用意）ください。

また、臨スポにおけるアイススケートの貸出用の靴は指定管理者でご用意（現指定管理者約2千2百足用意）いただき、大阪府に無償貸与（書面により貸与契約を締結）をしていただきます。

貸与物品は常に善良なる指定管理者の注意をもって管理し、各年度半期ごとに保管状況を大阪府に報告していただきます。その他貸与物品の取扱いは、大阪府議会での議決後に大阪府と締結する管理運営業務協定書に明記します。

(14) 提案内容について

提案内容については、当該提案に基づき大阪府と協議して定めた管理運営業務協定書及び仕様書により誠実に履行していただきます。業務不履行など不誠実な対応があった場合は、指定を取り消す場合があります。

4. 指定管理者の収支及び納付金等

(1) 指定管理者の収支及び納付金

①指定管理者の収支

2施設は、地方自治法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、自主事業収入と併せ、利用料金を指定管理者自らの収入とします。

また、施設の管理運営経費及び自主事業に係る経費を指定管理者自らが支出し、2施設の管理運営業務を行っていただきます。提案の際は、「管理運営事業」と「自主事業」に分けて収支計画（様式第3号）を作成してください。

なお、2施設とも指定管理者への指定管理料（委託料）は支出しません。

②府への納付金

収支計画書において提案のあった府への納付金については、年度毎に、府が納入期限日を指定し発行する納入通知書に従い、当該事業年度の翌年度の5月末日までに、指定する口座に完納していただきます。

下記の参考価格以上で提案してください。

参考価格：センター（0千円／年額）、臨スポ（0千円／年額）

③納付金の精算

納付金は、次のアからウの順により、各年度の収支実績額に基づき、各年度ごとに精算を行います。

項 目		主な内容
総 収 入	事業収入	・センター条例、臨スポ条例に定める額の範囲で利用者から徴収する利用料金
	自主事業収入	・指定管理者自ら自主的にスポーツ教室などのサービスを提供する事業の収入
	その他収入	・行政財産目的外使用許可団体の光熱水費実費相当額 等
総 支 出	府への納付金	・大阪府への納付金（参考価格以上）
	管理運営経費	・管理運営業務にかかる経費（人件費、光熱水費、消耗品費、宣伝広告費、通信運搬費、基本修繕費(※1)、修繕費・備品費、手数料、委託料、公租公課、賃貸料、施設整備費、減価償却費、その他）法定点検代、設備等の保守点検代、施設賠償保険代などを含む。 ※ネーミングライツ料は算入することはできません。
	自主事業経費	・自主事業にかかる経費（施設の利用料金、講師謝礼等）
損 益		・下記ア～ウの精算後の利益は、指定管理者の利益となります。 ・下記ア～ウの精算後に損失が生じた場合は、指定管理者の負担となります。

ア. 基本修繕費(※1)は、各年度ごとにセンターは60万円以上、臨スポは440万円以上の提案額としてください。基本修繕費が、年度ごとに実績額が下回る場合は、

その下回った額を当該年度の大阪府への納付金に加算します。

イ．大阪府が責任を負う休止及び大阪府の発意によって生じた新たな工事・事業の実施により、2施設を休止又は一部休止した場合の納付金については、指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）に関する大阪府議会の議決後にそれぞれの施設の指定管理者と協議の上、大阪府と締結する管理運営業務協定書に明記します。

なお、影響額の算出式及び納付金へ算式は下記のとおりとします。

【影響額の算出式】（全施設を休止した場合）

$$\begin{array}{r} \text{過去3カ年平均の施設に係る収入（A）} \\ - \text{過去3カ年平均の施設事業に要した費用（B）} \\ = \text{損益額（C）} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{当該年度の施設に係る収入（D）} \\ - \text{当該年度の施設事業に要した費用（E）} \\ = \text{損益額（F）} \end{array}$$

$$(C) - (F) = \text{影響額（G）}$$

注）施設に係る収入とは、事業収入（利用料金収入）、自主事業収入、その他収入の総収入とする。

施設事業に要した費用とは、管理運営経費における人件費、光熱水費、消耗品費、宣伝広告費、通信運搬費、基本修繕費、修繕費・備品費、手数料、委託料、公租公課費、賃貸料、施設整備費、その他の項目及び自主事業経費とする。

【納付金への算式】

$$\text{大阪府への納付金} = (\text{当該年度の提案納付金} + \text{ア}) - \text{影響額（G）}$$

※影響額は当該年度の提案納付金の額を限度とします。

ウ．上記ア、イの結果、各年度の実績において、総収入が総支出を上回った場合は、以下の表のとおり当該年度の大阪府への納付金に加算します。

《センター》

当該年度の利益額	大阪府への納付金に加算する額
100万円以上の場合	利益額の5%

《臨スポ》

当該年度の利益額	大阪府への納付金に加算する額
a 100万円を超え、500万円以下の場合	利益額の50%
b 500万円を超え、1,000万円以下の場合	250万円 + (500万円を超え、1,000万円までの利益額の20%)
c 1,000万円を超える場合	350万円 + (1,000万円を超える利益額の5%)

（2）会計の区分及び管理口座

2施設の管理運営業務の実施にあたっては、申請者が実施する他の事業と会計を区分することとし、管理する口座は、それぞれ独立した口座を設けてください。

5. 申請者の資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。グループによる申請の場合、当該申請法人等が代表者を選任していることのほか、代表者を含むグループの全ての構成員が、以下の要件を全て満たしていること。

- ① 事業を行う上での必要な法的資格（電気主任技術者、防火管理者、建築物環境衛生管理技術者）を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- ② 臨スポにおいては、申請時において3年以上、団体としての活動及びスポーツ施設の運営の実績があること。複数の団体が共同して提案する場合は、少なくとも1法人等が満たすこと。
- ③ 府税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本府又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から2年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないものとみなす。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

エ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

6. 申請の手続き

※ 申請にかかる経費は申請者の負担となります。

（1）スケジュール

募集要項の配付開始日	令和7年 8月 25日（月曜日）
現地説明会・施設案内の開催	令和7年 9月 5日（金曜日）
質問票の提出期限	令和7年 9月 16日（火曜日）

質問に対する回答日（予定）	令和 7 年 9 月 26 日（金曜日）
申請受付期間	令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）から 令和 7 年 10 月 27 日（月曜日）まで
プレゼンテーション及び選定委員会	令和 7 年 10 月下旬～11 月上旬
指定管理候補者決定	令和 7 年 11 月中旬
府議会（指定管理者の指定議案）	令和 7 年 12 月（予定）
指定管理者の決定通知（議決された場合）	令和 7 年 12 月下旬（予定）

（２）募集要項の配付

ア 配付期間

令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）～令和 7 年 10 月 27 日（月曜日）
午前 9 時～午後 5 時
（ただし、土曜、日曜日及び祝日は取り扱いしていません。）

イ 配付場所

① 来庁により受け取る場合

大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ
大阪府中央区大手前 3 丁目 2 番 12 号 大阪府庁別館 6 階
電話 06-6944-6904

② インターネットにより受け取る場合

次のホームページから申請書類のうち、以下の書類が取り出せます。

アドレス：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/0180070/hokentaiku/sisetu/sentei2025.html>

a 募集要項

b 申請書類

- ・指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・収支計画書（様式第 3 号）
- ・管理体制計画書（様式第 4 号）
- ・障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第 5 号）
- ・障がい者雇用状況報告書（様式第 6 号）
- ・グループ構成員によるグループ代表者への委任状
- ・保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第 7 号）
- ・再生可能エネルギー設備等導入状況報告書（様式第 8 号）
- ・ネーミングライツ等に関する提案書（様式第 9 号）
- ・誓約書（様式第 10 号）
- ・現地説明会・施設案内参加申込書（様式第 11 号）
- ・質問票（様式第 12 号）

（３）現地説明会・施設案内及び質疑

ア 開催日時

① 申請に関する説明会

A. センターの説明会

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日） 午後 3 時から 1 時間程度

B. 臨スポの説明会

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日） 午後 1 時から 1 時間程度

② 施設案内

A. センターの施設案内

令和7年9月5日（金曜日） 午後4時から 30分程度

B. 臨スポの施設案内

令和7年9月5日（金曜日） 午後2時から 30分程度

※ 申請する場合は、必ず現地説明会にご参加ください。なお、ご都合により参加できない場合、別途説明会は開催しませんのでご注意ください。参加できない場合は、必ず当課担当までご連絡ください。

※ 上記の開始及び終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますので予めご了承ください。また、来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 説明会には、本募集要項等の配付資料は、各自でご持参ください。

イ 開催場所

A. 大阪府立漕艇センター 小会議室

住所：高石市高砂1丁目

B. 大阪府立臨海スポーツセンター 小会議室

住所：高石市高師浜丁6-1

ウ 申込方法

現地説明会・施設案内参加申込書（様式第11号）により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。口頭、電話による申し込みは取り扱いたしません。なお、参加にあたっては、会場の都合により、1団体2名以内でお願いします。

① 申込期間

令和7年9月1日（月曜日）午後5時〔必着〕

※ 9月1日（月曜日）午後5時を過ぎても保健体育課から「参加申込受付済」の連絡がない場合は、9月1日（月曜日）午後6時までに当課競技スポーツグループ施設担当（電話06-6944-6904）まで連絡してください。

② 申込場所 募集要項の配付場所と同じです。

郵送の場合は、郵便番号540-8571を記載すれば住所の記入は不要です。

FAX番号：06-4397-4124

電子メールアドレス：kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

エ 質疑

① 質問期限

質問がある場合は、令和7年9月4日（木曜日）から9月16日（火曜日）午後5時（厳守）までに、必ず「質問票（様式第12号）」を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。

なお、質問はこれ以降、申請の手続きを除き、受付しません。

② 提出場所 募集要項の配付場所と同じです。

郵送の場合は、郵便番号540-8571を記載すれば住所の記入は不要です。

FAX番号：06-4397-4124

電子メールアドレス：kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ 質問に対する回答は、令和7年9月26日（金曜日）以降に次のホームページに掲載する予定です。

アドレス：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/o180070/hokentaiku/sisetu/sentei2025.html>

※ 申請者は、必ずこの質問・回答内容をご確認のうえ、申請してください。

(4) 申請書類の受付

- ① 受付期間 令和7年10月20日(月曜日)～10月27日(月曜日)
午前9時～午後5時〔厳守〕
(ただし、土曜、日曜日及び祝日は取り扱いしていません。)
なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後に申請書類の変更及び追加は、認めません。
- ② 提出場所 募集要項の配付場所と同じです。
大阪府教育庁教育振興室保健体育課 競技スポーツグループ
大阪府中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館6階
電話 06-6944-6904
- ※ 申請書類は、必ず持参してください。郵送された提出書類は受け付けません。
※ 全ての申請書類が整っていない場合は受け付けできません。(不足する申請書類がある場合についても、提出期限内にご提出ください。)

(5) その他

申請資格を有しないと認められる方の質疑、現地説明会・施設案内への参加は、お断りします。

7. 申請にあたっての提出書類

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書並びに管理体制計画書には、選定方針等を踏まえたうえで、2施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。

特に事業計画書には、イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法、サービス向上を図るための具体的手法、施設・設備等の長寿命化、安全対策などの維持管理手法（修繕提案を含む）、また、府民の体育及びスポーツ並びに文化振興を図るための具体的な方策を示してください。

①指定管理者指定申請書（様式第1号）
②事業計画書（様式第2号） 2施設の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。 ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策 イ 施設の効用を最大限発揮するための具体的な方策 ウ 管理運営に係る経費の縮減に関する具体的な方策 エ 適正な管理の業務遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 オ その他管理に際して必要な事項 ※ 施設・設備の老朽化や長寿命化を図るため、基本修繕費とは別に改修・改善計画があればご提案ください。（保守点検、設備の管理・更新に係る取組み）
③収支計画書（様式第3号） 各年度ごとに、施設管理運営業務、自主事業ごとに別表とし、合算した総括表を作成すること。なお、自主事業の収支がマイナスとなる提案はできません。 ※施設の管理運営業務の経費として本部経費を計上するか否か、計上予定の場合にはその算定安定の考え方について記載すること。

④管理体制計画書（様式第4号） 管理運営業務、再委託、受付け、警備、清掃、施設設備管理など各部門の人員配置について示すこと。
⑤法人等の概要を示す書類 ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの イ 法人にあっては、登記簿謄本の原本（発行日から1ヵ月以内のもの、登記事項全部がわかるもの） ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書、職務の分担 エ 法人等の事業の概要を記載した書類 オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類） カ 最近3事業年度の事業報告書、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）。グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）※有価証券報告書（金融商品取引法も基づく報告書）がある場合は、最近3事業年度分を提出（本報告書は1部で構いません）。 キ 令和7年度の事業計画書及び収支予算書
⑥納税証明書（原本） ア 府税（全税目）に係る徴収金について未納がない旨の納税証明書 ※大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える イ 最近3事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書
⑦その他施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し（職員又は再委託を含む） ア 防火対象物の防火管理者の資格 イ 建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく登録（建築物環境衛生管理技術者） ウ 電気自事業法に基づく電気主任技術者の資格 エ 警備業法に基づく認定 オ その他、事業を実施するにあたり必要な資格
⑧障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第5号） 公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者40.0人以上の事業主のみ
⑨公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者40.0人以上の事業主のみ
⑩障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者40.0人未満の事業主用）（様式第6号） 公共職業安定所長に「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のない常用雇用労働者40.0人未満の事業主のみ。
⑪指定の申請に関する意思決定を証する書類 取締役会、理事会の議決書等、申請する法人等内部の意思決定を証するものを提出してください。
⑫各就労支援センター利用証明書（様式は各センターに備付）※提案する場合のみ

⑬保護観察対象者等の就労支援に関する証明書 ※提案する場合のみ （「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第7号）」により大阪保護観察所長あてに申請の上、本証明書の交付を受けること）
⑭脱炭素に向けた取組みの実施状況、または環境マネジメントシステム（EMS）の第三者認証を証明する書類、再生可能エネルギー設備等導入状況報告書（様式第8号） ※提案する場合のみ
⑮グループ構成員によるグループ代表者への委任状
⑯ネーミングライツ等に関する提案書（様式第9号） 提案がある場合のみ提出してください。なお、提案がある場合は、誓約書（様式第10号）やその他のネーミングライツに関する提出書類も同時に提出してください。 詳細はP.23の「13 ネーミングライツ企業の募集について」をご確認ください。

（２）複数の法人等が共同して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、（１）⑤「法人等の概要を示す書類」から⑪「指定の申請に関する意思決定を証する書類」までの書類は、構成する全ての法人等について提出してください。併せて、⑮「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

なお、単独で申請した法人等は、グループでの申請の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

なお、複数の法人等が共同して申請したグループが指定管理者に指定された場合、共同事業体間での業務分担・内容等を把握することを目的として、指定管理候補者の決定後、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

（３）提出部数

10部（正本1部、写し9部）を提出してください。

※提出書類のうち、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書は、CD-ROM等の電子メディアにコピーして1部を併せてご提出ください。

（４）提出書類の返却

理由の如何を問わず全ての提出書類は返却しません。

（５）提出書類の不備等

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。また、原則として、提出書類の変更はできません。提出書類に不足がある場合は、提出期限までに必ず提出してください。

なお、提出書類について、後日、参考資料を求めることがあります。

（６）提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

8. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

2施設の指定管理者には、センター条例第7条、臨スポ条例第7条に基づき、大阪府の管理運営方針を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者を選定します。

(2) 審査方法

大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、別紙4「審査基準」に基づいて、提出された書類及び申請者のプレゼンテーションを審査し、最優先交渉権者と次点者を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ①提出書類に著しい不備があった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- ④書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- ⑤その他不正行為があった場合
 - ア 他の申請者と申請提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 選定の前に、他の申請提案者に対して申請提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 選定を行う委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

※ なお、一者しか申請がない場合でも選定委員会を開催するものとします。

(3) 最優先交渉権者の選定

選定委員会における審査及びプレゼンテーションの審査・評価の結果、最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者としてします。

ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、総合力に劣るもの、若しくは管理運営に重大な支障をきたすおそれがあるものとして、選定されません。その場合は、次点者を最優先交渉権者としてします。

- ①審査基準（別紙4）における「評価方針」の5つにおいて、いずれかが0点の場合
- ②審査基準（別紙4）における「評価方針」のうち、「適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項」の3つにおいて、いずれかが0点の場合

複数の申請者の点数が同点の場合は、評価項目のうち「府施策との整合」の点数が高い申請者を最優先交渉権者としてします。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(4) 提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション）

選定委員会では、直接、申請者から、提案があった事業計画（自主事業を含む）についての説明を求めることとしています。事前に申請者には実施日時等を通知します。

なお、提案内容の説明は、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

(5) 審査結果の通知や公表

選定委員会の審査結果については、申請法人等に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

ただし、③全申請者の評価点については、申請者が1者又は2者であり、かつ、次点者を設けない場合、公表しないこととします。(次点者を設ける場合は、公表することとします。)

また、申請者が3者であり、かつ、次点者を設ける場合、以下の②及び次点者とその評価点(提案金額を含む)は公表し、指定管理候補者及び次点者以外の申請者の評価点は公表しないこととします。

- ① 全申請者の名称 ※申込順
- ② 指定管理候補者と評価点(提案金額・委員ごとの点数を含む)
- ③ 全申請者の評価点(委員ごとの点数を含む) ※得点順 内容は②に同じ
- ④ 指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名
- ⑥ 委員選定の考え方
- ⑦ その他

※ ⑤⑥は、当該選定委員会が担うすべての選定作業が終了した時点で公表します。

(6) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

9. 指定予定期間

センター・臨スポ：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

指定期間は、大阪府議会の議決後、大阪府が指定した日に確定します。ただし、管理の業務又は経理の状況に関する大阪府の指示に従わないときなど、センター条例第10条、臨スポ条例第10条に規定する事項に該当する場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

10. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、大阪府議会での議決を経た後に大阪府が指定管理者として指定し、その旨を大阪府が告示します。

(2) 協定の締結

大阪府と指定管理候補者とで協議し、下記の項目について、令和8年度から令和12

年度までの管理運営業務協定を締結します。

※指定管理者として複数の法人等が共同して申請したグループが指定された場合は、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

・業務名称	・履行場所	・指定期間
・総則	・使用目的	・納付金の金額
・基本的な業務等の範囲	・指定管理者の責務	・危機管理マニュアルの策定
・事業計画の内容	・事業報告書等の提出書類の内容	
・大阪府への納付金及び収益等に対する還元の支払方法と時期		
・備品等の費用負担	・リスク負担	・保険加入
・個人情報の保護	・秘密の保持	・個人情報、データ等の管理
・情報セキュリティ対策の実施	・情報公開	・自主事業
・人権研修の実施	・審査請求の取扱い	・原状回復
・指定取消し	・損害の賠償	・指定の辞退等
・再委託の禁止等	・施設等の利用	・文書管理
・モニタリング（点検）の実施	・利用者満足度調査の実施	
・重要事項の変更の届出	・書類の提出	・業務の引継ぎ
・協議		

11. 引継ぎ事項

- ① 2施設の指定管理者は、令和8年4月1日から管理運営業務が円滑に開始できるよう、現在の2施設の指定管理者（以下「現指定管理者」という。）と令和7年度末までにそれぞれ必要な引継ぎを受けてください。
- ② 2施設の指定管理者は、引継ぎを受けた事項について、利用者に対するサービス・支援が継続的に実施されるよう、誠実に対応してください。
- ③ 2施設の指定管理者への引継事務に要する費用は、それぞれ新たな指定管理者の負担とします。

また、現指定管理者が指定期間満了後、引継ぎ事務が生じた場合の費用も新たな指定管理者の負担とします。

- (ア) 引継ぎの際、指定管理者には現指定管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- (イ) 施設利用等の予約について、令和8年3月末までに現指定管理者が受け付けた、令和8年度以降の2施設の利用者の予約については、予約時と同一条件（現指定管理者と2施設の利用者が合意したものと同条件）での利用を保証してください。
- (ウ) 令和8年度以降の2施設の利用に係る予約金（前受金）は、指定管理者の収入とし、現指定管理者から引き継ぎを受けてください。
- (エ) 利用料金は原則、前納としていますが令和7年度末までに、現指定管理者が利用承認を行った令和8年度以降に開催される行事等のうち、2施設の利用者に利用料金を後納させることとしたものについて、当該後納料金は令和8年度以降の指定管理者の収入となります。
- (オ) 新指定管理者は、指定期間満了時に指定管理者を交替する場合も、利用者へのサービス・支援の継続性の観点から、上記事項と同様に、次の指定管理者に確実に引き継ぎを行ってください。
- (カ) 臨スポで清掃業務等に従事している知的障がい者等が引き続き就業を希望する

場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、新旧の指定管理者や、その他関係者も含めた調整に努めてください。

1 2 モニタリング（点検）の実施

（１）毎年度の評価

年度ごとに、その運営の状況について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらに府民サービスの向上につなげていくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、施設所管課による評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

（２）総合評価

令和 11 年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

（３）総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の指定管理者の選定公募に申請し、かつ当該管理者が、上記（２）の総合評価結果が最低評価である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、別紙 4 に記載の審査基準に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して 10% の減点率を乗じることとします。

なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

（４）最終評価

・センター及び臨スポ

令和 12 年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間の年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

13 ネーミングライツ企業の募集について

1 対象施設等

大阪府立のスポーツ施設を有効活用するとともに安定した経営基盤を確立し、府民サービスの向上を図り、大阪府立のスポーツ施設の魅力を高めることを目的にネーミングライツを導入します。この施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、事業趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（以下「ネーミングライツ企業」という。）を募集します。

対象施設	所在地
大阪府立漕艇センター（以下「センター」という。）	高石市高砂1丁目
大阪府立臨海スポーツセンター（以下「臨スポ」という。）	高石市高師浜丁6-1

※各施設の概要は、指定管理者募集要項2. 施設の概要をご覧ください。

2 最低契約額及び契約期間

施設名	最低契約額(年額)	契約期間	愛称使用開始日
センター	10万円	5年間	令和8年4月1日
臨スポ	80万円	5年間	令和8年4月1日

- (1) 上記の最低契約額は、1年あたりの額（消費税及び地方消費税抜き額）です。契約額は別途消費税及び地方消費税が必要となります。最低契約額以上で提案してください。
- (2) ネーミングライツ企業にはネーミングライツ等に関する提案書（様式第9号）に提示いただくネーミングライツ料提案額とは別に、3(1)に示す名称変更等に係る諸経費が必要となります。
- (3) 契約料の支払いは、令和8年度分においては、契約締結日から30日以内（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに、令和9年度以降においては、4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに大阪府が発行する納入通知書により指定する口座に支払うこととします。
- (4) 愛称の使用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

3 契約条件

(1) 名称の変更に伴う諸経費の負担

ネーミングライツ料とは別に、導入に伴う諸経費（看板作成・設置、補修費その他導入コスト及び契約期間満了後の当該看板等の撤去及び原状復旧に要する費用等）は、ネーミングライツ企業が負担するものとします。なお、ネーミングライツ料は指定管理者の管理運営経費に算入することはできません。

(2) 愛称に関する事項

- ①愛称に使用できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットに限ります。また、愛称に企業や商品等のロゴやマーク等（以下「ロゴ等」という。）を含めることができます。ロゴ等は、当該提案のあったネーミングライツ企業が権利を有する登録商標であることが必要です。
- ②大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準に反する愛称ではないこと。
- ③施設の管理、運営に支障をきたさない愛称であること。

- ④施設のイメージや親しみやすさが損なわれる愛称でないこと。
- ⑤愛称の看板等の設置場所、施工範囲、設置時期、大きさ等は大阪府と協議のうえ、決定します。
- ⑥利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更は、原則としてできません。
また、新愛称が定着するまで（1年間を予定しています。）、広報媒体への情報提供時には設置条例上の名称を併記させていただきます。
- ⑦今回募集する名称は、施設の愛称であることから、センター条例及び臨スポ条例で定める正式な施設名称の改正は行いません。

4 申請資格

次の条件を全て満たす企業等を対象とします。

- ①指定管理者募集要項に基づく指定管理者の申請者であること。（当該申請者が別の企業等を探して提案することができます。その場合は、当該企業等は次の②から④の条件を満たすこと。）
- ②大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告掲載基準に反する企業等は除く。
- ③指定管理者募集要項6. 申請者の資格を満たすこと。（ただし、5. 申請者の資格のうち、①及び②の要件は除く。）
- ④その他、愛称を命名する権利を取得することが適当でないと大阪府が認める企業等は除く。

5 選定方法・募集期間等

(1) 選定方法

提案書の提出があった場合は、大阪府が別途設置する大阪府立スポーツ施設ネーミングライツ企業選定において、本ネーミングライツ企業の募集に関する契約条件、申請資格等の審査を行います。審査の結果、不適格事項がなく適当と認められた提案のうち、指定管理者募集要項8. 指定管理者の選定に基づき指定管理候補者に選定されたものの提案をネーミングライツ企業候補者に選定することとします。

(2) 募集期間・申込方法

指定管理者募集要項6. 申請の手続きに準じる。

(3) 提出書類

次の申請区分（A又はB）に応じた書類を2部（正本1部、副本(写し)1部）、指定管理者の申請書と併せて提出してください。

【A. 指定管理者の申請者がネーミングライツ企業として提案する場合】

- ア ネーミングライツ等に関する提案書（様式第9号）
- イ 誓約書（様式第10号）

【B. 指定管理者の申請者以外の企業（以下「別団体」という。）を探してネーミングライツ企業として提案する場合】

- ア ネーミングライツ等に関する提案書（様式第9号）
- イ 別団体の誓約書（様式第10号）
- ウ 別団体の会社全体の事業概要がわかるもの（会社パンフレット等）（任意様式）
- エ 別団体の直近3ヵ年の決算報告書（貸借対照表等の財務諸表）及び事業報告書
- オ 別団体の納税に関する証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）
 - ①府税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書
 - ②最近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する納税証明書

カ 別団体の登記事項証明書（商業登記簿謄本。現在事項全部証明書）（発行日から3か月以内のものに限る。）

キ 別団体の法人等役員名簿（任意様式）

（監事を含めた各役員名には「ふりがな」「生年月日」等を記載して下さい。）

(4)留意事項

ア 提案に係る必要な経費は提案者及び別団体の負担とします。

イ 大阪府が必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

また、大阪府情報公開条例に基づき開示することがあります。

6 質問書の受付

質問書の受付期間、提出方法、質問書への回答は、指定管理者募集要項6. 申請の手続きに準じる。

7 選定結果の通知及び公表

(1)選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果を踏まえ、大阪府においてネーミングライツ企業候補者を決定します。提案者に文書で通知します。

(2)選定結果の公表

大阪府の広報媒体を通じて決定されたネーミングライツ企業候補者名、施設の新愛称（予定）、申請額を公表します。

8 決定から契約まで

(1) 指定管理候補者が、大阪府議会での議決を経た後に府が指定管理者として指定し、その旨を府が公告します。その後、大阪府はネーミングライツ企業候補者にネーミングライツ企業に決定した旨、通知します。

(2) 大阪府とネーミングライツ企業で愛称の看板を設置する場所等の協議を行い、指定管理運営業務協定書とは別に「ネーミングライツ契約書」を締結します。（大阪府、指定管理者及びネーミングライツ企業の三者間で契約締結します。）

(3) 契約を締結するまでにネーミングライツ企業が募集に定める条件に不適格な事由が認められたときは、大阪府の判断によりその資格を失い、契約を締結しない場合があります。

(4) ネーミングライツ企業がその資格を失った場合、大阪府は一切の賠償責任を負いません。

9 その他資料

大阪府広告事業要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、府が保有する資産（以下「府資産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 広告事業は、府の新たな財源を確保し、府民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告事業の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に規定する広告事業の範囲に係る業種、業者及び掲載の基準については、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(審査機関)

第5条 広告等の掲載の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員は行政経営課長、財産活用課長、人権企画課長、男女参画・府民協働課長、広報広聴課長、消費生活センター所長、子ども青少年課長、都市整備総務課長、居住企画課長、建築環境課長及び教育総務企画課長をもって充てる。
- 3 審査会の委員長は行政経営課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの府資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政経営課において処理する。

(雑則)

第8条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、大阪府屋外広告物条例、大阪府公有財産規則、その他の関係法令の定めるところによる。

2 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月8日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大阪府広告事業掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

- 2 次の業種又は業者の広告（以下「広告」という。）は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
 - (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
 - (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
 - (7) 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
 - (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの
 - (9) 前各号に定めるほか、掲載することが不適当であると広告掲載審査委員会（以下、「審査会」という。）が認めるもの

(掲載基準)

- 3 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

なお、府は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
 - イ その他法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 人種、性別、性的指向、性自認、障がい等に関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 他者の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はそのおそれがあるもの

- ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- エ その他他の者の人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
 - ア 地方公務員法第 36 条に該当する政治的行為にかかるもの又はそのおそれのあるもの
 - イ その他、政治的目的をもって行われる活動等
- (5) 宗教性があるもの
 - ア 宗教の布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
 - ア 個人又は法人その他団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 当該広告の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
 - イ 性的感情を著しく刺激するもの
 - ウ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
 - エ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
 - ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認されるおそれのある表示（不当表示）（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
 - イ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示
 - ウ 射幸心をあおる表現
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの
 - ア 府の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 前各号に定めるほか、掲載することが不適當であると審査会が認めるもの

施設の内容（府立漕艇センター）

施設名	内 容
艇庫	100艇収容（A棟：64艇、B棟：36艇）
貸艇	エイト 2 隻 ナックルフォア 5 艇 ダブルスカル 11 艇 シングルスカル 10 艇 シェルフォア 14 艇 審判艇 1 艇
トレーニング室	91 m ² (ワットバイク、エルゴメーター、プレスマシン等)
会議室	第1会議室 46 m ² 第2会議室 48 m ² 第3会議室 33 m ² 第4会議室 65 m ² 特別会議室 47 m ²
休息室	69 m ² （3室）
附属施設	クレーン(容量0.5 t) 1基 栈橋 2基
その他	A棟：男子シャワー室、女子シャワー室、車椅子シャワー室、 コインロッカー、更衣室2、EV1機、自動販売機1台 B棟：屋外観覧席（最大600名）

※ 施設内に駐車場はありません（南隣に浜寺公園の駐車場(有料)があります）。

※ トレーニング室の各機器は現在故障中（エルゴメーター、ワットバイク除く）です。
 （今後、大阪府において修理する予定はありません。使用する場合は指定管理者において修理していただきます。）

※ 対岸 1.8 kmにわたり6段のスタンドあり（大阪府都市整備公園課所管施設：府立浜寺公園内）

施設の内容（府立臨海スポーツセンター）

施設名	内 容
第 1 体育室	観客席 固定席 450 席 附帯設備 倉庫、準備室 3、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室 2、手洗室 2、指導員室、放送室 面 積 1,555 m² (36m×43.2m) ・バスケットボールコート 2 面 ・テニスコート 3 面 ・バドミントンコート 8 面 ・バレーボールコート 3 面 ・卓球（試合台） 20 台 ・フットサルコート 2 面
第 2 体育室	附帯設備 倉庫、更衣室 2、シャワー室 2、手洗室 2 面 積 1,088 m² (37.8m×28.8m) ・バスケットボールコート 2 面 ・テニスコート（練習用） 2 面 ・バドミントンコート 6 面 ・バレーボールコート 2 面 ・卓球（試合台） 14 台 ・フットサルコート 1 面
アイススケート場	観客席 固定席 495 席 附帯設備 倉庫 5、月極めロッカー室、コインロッカー室、手洗室 2、貸靴置場、救護室、放送室、指導員室 面 積 1,593 m² (59m×27m) ・一般開放 ・フィギュアスケート、アイスホッケー、スピードスケート等の練習・試合
大会議室	面 積 175.14 m² ・会議、研修会、催物会場（定員 120 名）
小会議室	面 積 59.73 m² ・会議、研修会（定員 25 名）
その他	駐車場（平面：有料）153 台（臨時駐車場 20 台含む） 芝生広場、売店、自動販売機（13 台）等

指定管理者として果たしていただくべき責務

大阪府の公の施設として、2施設の管理運営業務を行うにあたり、下記のアからトについて、遵守していただきます。

ア. 平等利用

2施設は、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては、平等かつ公平な取り扱いをしてください。また、正当な理由がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

イ. 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の規定が適用されます。

《指定管理者に適用される主な規定（保護法第5章）の内容》

- ① 個人情報の保有に関する制限
 - a 所掌事務等に必要な場合への限定及び利用目的の特定（保護法第61条第1項）
 - b 利用目的達成のために必要な範囲を超えた保有を制限（保護法第61条第2項）
- ② 取得及び利用の際の遵守事項
 - a 利用目的変更の制限（保護法第61条第3項）
 - b 本人から書面により取得する際の利用目的の明示（保護法第62条）
 - c 不適正な利用・取得の禁止（保護法第63条及び第64条）
 - d 利用目的の達成に必要な範囲内における正確性確保の努力義務（保護法第65条）
- ③ 安全管理措置等
 - a 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務（保護法第66条第1項、第2項）
 - b 業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない従事者の義務（保護法第67条）
- ④ 利用及び提供の制限
 - a 利用目的以外の目的のための利用及び提供禁止の原則（保護法第69条第1項）
 - b 例外的に利用及び提供が認められる場合（保護法第69条第2項）
 - c 他法令との適用関係（保護法第69条第3項）
 - d 行政機関等の内部における利用の制限（保護法第69条第4項）
 - e 提供を受ける者に対する必要な制限、又は漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置の要求（保護法第70条）

（留意点）

指定管理者が保護法上の「個人情報取扱事業者等」に該当する場合は、保護法改正前と同様に保護法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定も遵守する必要があります。

その場合、保護法第5章（行政機関等の義務等）において、要配慮個人情報に係る取得制限などの規定はありませんが、保護法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の要配慮個人情報の取得制限（保護法第20条第2項）等の規定は適用されますので、ご留意ください。

ウ. 情報セキュリティ対策の実施

情報資産に対する管理体制を明確にして府に提示するとともに、守秘義務を守り、適切な情報セキュリティ対策を講じてください。

(情報セキュリティ対策の例)

従業員に対する教育の実施、提供された情報の目的外利用及び契約者以外の者への提供の禁止、再委託等に関する制限事項の遵守、業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

エ. 情報公開への対応

2 施設の指定管理者は、それぞれの施設の管理運営業務に関し、大阪府が定める下記の資料を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

《情報公開について》

大阪府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、大阪府が定める資料については、大阪府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。

(大阪府では、2 施設・担当課（保健体育課）・府政情報センターでどなたでも閲覧できるようにします。また、⑤の協定書は大阪府のホームページに掲載します。)

※大阪府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書
- ⑤管理運営業務協定書、⑥各年度の事業計画書、⑦各年度の事業報告書

オ. 労働関係法令等の遵守

2 施設の指定管理者は、それぞれの施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働関係法令を遵守してください。

〔労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法〕

カ. 公正採用への対応

指定管理者（共同事業体の場合は各構成員）は、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という）」を選任してください。

なお、府内にある一定規模の事業所ごとに設置が必要です。

また、新たに「推進員」として選任された方は、大阪府が開催する「推進員」を対象とした「新任・基礎研修」を受講してください。

(以前から「推進員」に選任されており、本研修を受講していない方も受講してください。)

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

キ. 人権研修の実施

2 施設の指定管理者は、それぞれ施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

ク. ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況の報告

指定管理者の指定(公募に応じて指定の申請をした場合に限る。)を受けた事業主(公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者 40.0 人以上の事業主)は、「指定を受けた日」の翌日から起算して、10 日を経過する日までに大阪府知事に報告してください。

詳しくは：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

ケ. 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。

また、地震など災害等発生時の利用者の安全確保など、府、警察・消防等と連携し、危機事象に適切に対応するため、防火管理者の選任、緊急連絡網の整備、防災訓練や研修等の「危機管理対応マニュアル」を作成し、万全の危機管理体制を確立してください。

コ. 大阪府が実施する事業への協力

大阪府が実施する事業への支援・協力を積極的に行ってください。

例：男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント、要人案内等

また、府が行政の福祉化の取り組みとして、当該施設の清掃現場等における障がい者の清掃訓練等を通じた府の施策（障がい者の就労支援）を実施している場合は、その施策との協力を図っていただきます。

サ. 知的障がい者等の継続雇用の取組み（臨スポのみ）

臨スポでは知的障がい者が 1 名（再委託先で雇用、週 20 時間勤務）清掃業務に従事しています。指定管理者は、府立施設としての臨スポの管理運営業務の福祉化の観点から、同様の体制を維持して清掃業務を行ってください。

なお、その際、清掃業務に従事している当該知的障がい者が、引き続き臨スポでの業務従事を希望している場合は、その意向を尊重してください。（雇用方法等については別途提案していただきます。）

また、知的障がい者等の現場就業にあたり、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）等の活用も含め、以下の例を参考に、障がい者の職場定着の推進を図ってください。

＜参考：職場定着支援の例＞

- ・専任支援者の配置
- ・地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築
- ・個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- ・仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- ・障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- ・障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- ・働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- ・障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- ・課題解決のための支援体制の構築
- ・障がい者理解促進のための社内研修

※知的障がい者等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいいます。

シ. 府庁環境マネジメントシステム（府庁 EMS）等に基づく環境の取組み

① 府庁では「環境管理基本方針」を掲げ、府庁 EMS を構築して、府庁のあ

らゆる事業において環境負荷削減に取り組むこととしており、指定管理者制度導入施設においても同様に取組んでいただきます。

(ア)「ふちようエコ課計簿」への記入：省エネ等環境の取組みに関する年度目標の設定、達成状況の評価及び改善について、年度ごとの管理記録様式「ふちようエコ課計簿」に記入していただきます。

(イ) グリーン調達の推進：「大阪府グリーン調達方針」に基づき、物品や電力等サービスの調達、委託役務や工事発注に際して、環境に配慮した調達等に取り組んでいただく必要があります。

※当該施設で使用する物品に関しては、指定管理者が本社等で一括購入して調達する場合でも、グリーン調達方針に沿った対応が必要です。

仕様を満たすグリーン調達基準適合品が無いなど、基準への準拠が困難な場合は、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課と協議してください。

② 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、本項目において「法」という。）」に基づきエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されており、指定管理者制度導入施設についても同法が適用されます。また、府は「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン」を定め、CO₂ 排出削減に取り組むこととしています。これらを踏まえて、以下の点について対応していただきます。

(ア) 法に基づき、管理する施設ごとに前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、府庁 EMS で定める所定の様式に記入し、毎年府に報告してください。

* 同法により既にエネルギー管理指定工場に指定されている施設は、従来どおり法が求める報告書等を作成し、府に提出してください。

(イ) 法及び温室効果ガス削減アクションプランに基づき、省エネや、再エネを活用し CO₂ 排出係数の低い電力調達に努めるなど、CO₂ 排出削減の取組みを行ってください。

ス. 第三者への再委託を行う場合の確認事項

大阪府では、業務の委託を行う際、大阪府の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

また、第三者へ委託する場合、委託金額にかかわらず、その相手方から大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府へ提出してください。

セ. ネーミングライツ等施設の有効活用への協力

センター及び臨スポのネーミングライツの提案を行うことができます。ネーミングライツ料は当該施設の納付金とは別に府へ納入していただきます。（指定管理者と異なる者がネーミングライツ企業となる場合は、その企業が大阪府へ直接納入していただきます。詳細は P.23 の「13 ネーミングライツ企業の募集について」をご確認ください。）

指定管理者には、ネーミングライツへの取組みにご理解をいただき、指定管理者が発行する刊行図書、ホームページ等における愛称の使用や電話応対、利用者・マスメディアへの周知など愛称の周知や愛称が定着するよう協力をしていただきます。

ソ. 利用者満足度調査の実施（臨スポのみ）

毎年度、利用者満足度調査を実施し、調査結果、対応方針等について公表してください。具体的な実施内容については府と協議してください。

タ. 備品管理について

指定管理業務に関して必要な備品等の購入費用については、指定管理者が、ご負担ください。なお、これら備品等は協定終了後、大阪府が所有することになります。ただし、府と協議をしていただいたうえで、備品を指定管理者の所有とすることもできます。

備品管理にあたっては、大阪府の備品管理ルールを徹底いただくとともに、府所有の備品、指定管理者所有の備品及び協定終了後大阪府が所有する備品について区別して管理するようご注意ください。

チ. 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税、法人市（町村）民税、事業所税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

《問合せ先》

法人府民税、法人事業税・・・大阪府泉北府税事務所法人課税課（電話 072-238-7221）

法人市（町村）民税・・・高石市役所法人市民税担当課（電話 072-275-6097）

ツ. 施設賠償保険について

2施設の指定管理者は、管理運営業務を開始する日までに、次の①②の内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入してください。なお、保険契約を締結するにあたり、大阪府を追加被保険者としてください。

【センター】

①施設賠償責任保険 対人賠償1事故につき：3億円、1名につき：1億円

対物賠償1事故につき：3億円

②昇降機賠償責任保険 対人賠償1事故につき：3億円、1名につき：1億円

対物賠償1事故につき：3億円

【臨スポ】

①施設賠償責任保険 対人賠償1事故につき：10億円、1名につき：5億円

対物賠償1事故につき：5億円

テ. 電気事業法について

2施設の指定管理者は、それぞれの施設の自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任していただき、それぞれの所轄庁に届け出ていただきます。2施設の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとします。

ト. 著作権の帰属について

2施設の指定管理者が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、大阪府に帰属するものとします。なお、大阪府議会での議決後に大阪府と締結する管理運営業務協定書に明記します。

リスク分担表 (○印が、リスク負担者)

種類	内容	負担者	
		大阪府	指定 管理者
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
管理運営業務 および事業の 中止・延期	大阪府の責任による中止・延期	○	
	法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改修		○
	大阪府の発意により行う施設・設備・外構の改修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体 の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
	大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修	○	
	第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修		○
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	大阪府の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会の提言等に基づく改善（施設躯体にかかるものは除く）		○
天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

審査基準

1. 2施設の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか
2. 2施設の効用を最大限に発揮させることができるか
3. 2施設の管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政基盤を有しているか
4. 2施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるか
5. その他、府施策との整合など2施設の管理に際して必要とする取組みを行っているか

[大阪府立漕艇センター]

評価方針	評価項目	点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【7点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5点
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【26点】	①イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10点
	②利用者のサービス向上（自主事業含む）を図るための具体的手法及び実現可能性	6点
	③施設の維持管理・安全対策・修繕補修等の内容、的確性及び実現の可能性（注1）	8点
	④ネーミングライツによる収入確保策の実施	2点
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【7点】	①収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（注2）	2点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	2点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	3点
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	○施設の管理運営に係る経費の内容 5年間の納付金の平均額で算出する。（注3） 納付金の参考価格 0千円／年額（消費税及び地方消費税を含む）	50点
5. その他管理に際して必要な事項 【7点】	○府施策との整合（注4） ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 3点 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	7点

[大阪府立臨海スポーツセンター]

評価方針	評価項目	点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【8点】	①施設の設置目的及び管理運営方針	2点
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	6点
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【26点】	①イベント誘致・開催等の取組内容、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10点
	②利用者のサービス向上（自主事業含む）を図るための具体的手法及び実現可能性	6点
	③施設の維持管理・安全対策・修繕補修等の内容、的確性及び実現の可能性（注1）	8点
	④ネーミングライツによる収入確保策の実施	2点
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【6点】	①収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（注2）	2点
	②安定的な運営が可能となる人的能力	2点
	③安定的な運営が可能となる財政的基盤	2点
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	○施設の管理運営に係る経費の内容 5年間の納付金の平均額で算出する。（注3） 納付金の参考価格 0千円以上／年額(消費税及び地方消費税を含む)	50点
5. その他管理に際して必要な事項 【10点】	○府施策との整合（注4） ・府・公益事業協力等 1点 ・行政の福祉化 6点 就職困難層への雇用・就労支援（2点） 障がい者の実雇用率（1点） 知的障がい者等の現場就業状況（3点） ・府民、NPOとの協働 1点 ・環境問題への取組み 2点	10点

注1) 施設・設備等の長寿命化や機能維持を図るための管理手法、安全対策及び施設設備等の改修・修繕・備品更新等の提案の内容（ただし、基本修繕費とは別の提案とすること。）

注2) 総支出における管理運営経費が著しく廉価な提案の場合は、最低賃金の支払いの担保などの労働条件が確保されている資料等の提出を求める場合があります。

注3) 価格点（50点）の計算方法は、提案額に100,000ポイントを加算し計算することとし、次のとおりとする。

例1 提案額が0円の場合

$$\text{得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{0 \text{ 円 (提案額)} + 100,000 \text{ (加算ポイント)}}{\text{提案額のうち最高の価格} + 100,000 \text{ (加算ポイント)}} = 100,000$$

例2 提案額が5,000円の場合

$$\text{得点} = 50 \text{ 点} \times \frac{5,000 \text{ 円 (提案額)} + 100,000 \text{ (加算ポイント)}}{\text{提案額のうち最高の価格} + 100,000 \text{ (加算ポイント)}} = 105,000$$

- ◆ 府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（2点）について配点の内訳は下記のとおりとします。

ア ・地域就労支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター【注1】 ・自立支援センター【注2】 ・地域若者サポートステーション【注3】 ・生活困窮者自立相談支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による就労支援証明書（保護観察対象者等の雇用に関する証明）【注4】の提出 により、就職困難者の雇用を評価する。 ※令和6年度以降に実施する選定より、「障害者就業・生活支援センター」を活用した雇用については、評価対象外となっておりますので、ご注意ください。 ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入、大阪府障がい者サポートカンパニー又は大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業としての登録、大阪保護観察所への協力雇用主としての登録【注4】。	雇用者1名 ⇒ 0点 雇用者1名+C-STEP加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録 ⇒ 1点 雇用者2名 ⇒ 1点 雇用者2名+C-STEP加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録 ⇒ 2点 雇用者3名以上 ⇒ 2点 (以上、2点を上限)
イ ・上段の雇用に際して、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用して支援を行う場合 但し、アとイ併せて2点を上限とする。	アの点数に1点を加算

- 就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員による雇用としますが、雇用を予定する場合も可とします。（構成員が外部委託等する事業者での雇用は対象外）
- ※既存で雇用されている場合は、令和4年8月25日（公告日から遡って3年前の日）以降に雇用され、申請日時点で在職している方を対象とします。なお、一定の雇用期間を定めて雇用され、その雇用期間を反復更新することにより、事実上、継続雇用されているような場合、反復更新される以前の雇用契約における就業時期が令和4年8月25日以降である雇用のみ評価します。
- ※今後雇用予定の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。
- なお、下記の雇用については、評価の対象外とします。

- ・構成員が外部委託等する事業者における雇用
- ・就労継続支援 A 型事業所における雇用
- 就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する方を除きます。

なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

 - ・ 1 週間あたりの労働時間が 30 時間以上であること。
 - ・ 雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）
 - ・ 各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。
- なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、C－STEP への加入、サポートカンパニー等への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。また、申請時点での加入状況及び登録状況を評価するものとします。
- 各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されます。

【注 1】採用時、大阪市又は堺市在住のひとり親家庭の親を雇用された場合は、各市のセンターで利用証明書を発行しますので、まずは府にお問い合わせください。

【注 2】当該センターは、ホームレスを対象とした入所施設です。

【注 3】地域若者サポートステーションの利用者については、1 年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。

【注 4】保護観察対象者等の雇用及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録については、いずれも保護観察対象者等の就労支援に関する証明書の提出が必要。

（「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第 7 号）」により大阪保護観察所長あてに申請の上、本証明書の交付を受けること）

（申請書提出先）

〒540-0008

大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 5 階

大阪保護観察所 事件管理グループ就労支援班（06-6949-6244）

申請書は大阪府 HP に掲載しています。

URL :

https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/saihan_torikumi_fu/index.html

○参考

- ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」及び「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者。

詳しくは：<https://www.c-step.or.jp/info01.html>

- ・大阪府障がい者サポートカンパニー等：障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業及び団体等を登録する制度。

詳しくは：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-to-kan.html>

- ・大阪保護観察所への協力雇用主としての登録：保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用

し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。

詳しくは：https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html

- 障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）の具体的内容は以下のとおりです。

生活困窮者自立支援制度に基づき自治体に設置された自立相談支援機関の利用者について採用等の就労にかかわる諸活動を支援する。

(1) 職場のアセスメント
雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2) ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）
採用スケジュールの作成、受入環境の整備、就労希望者向け仕事説明会等の開催、採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施等

(3) 定着支援
自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの間の支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）、共に働く従業者への研修等実施等

(4) その他の支援
「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

※障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）は、生活困窮者自立相談支援機関からの就職者のみが対象

就職困難層への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出してください。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告してください。
- ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書又は保護観察対象者等の就労支援に関する証明書を提出してください。
- ・新規雇用及び継続雇用において、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。
- ・優先交渉権者に決定したら速やかに、福祉部地域福祉推進室地域福祉課地域福祉支援グループへ、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用することを連絡してください。なお、支援内容について、「障害者等の職場環境整備等支援組織活用実績報告書（就職困難層への雇用・就労支援）」により毎年度報告してください。

◆ 障がい者の実雇用率（1点）について

- ・令和7年6月1日現在で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。現在の民間企業の法定雇用率は2.5%であるため、実雇用率が2.5%以下であれば0点となります。

※申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法第44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の実雇用率を記載してください。

◆ 知的障がい者等の現場就業状況（3点）の取扱いについて【臨スポ】

※「知的障がい者等」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。

※なお、本就業（雇用）について、就労継続支援A型事業所における雇用は含まない。

ア 現に現場で就業している知的障がい者等（以下、「現就業者」という）の雇用を継続する場合は1点を付与する。

- ・現就業者が継続雇用を希望する場合は、継続雇用を行うこと
- ・現就業者が継続雇用を希望しない場合は、現就業者数と同数となるよう新規雇用を行うこと。

労働条件については、1週間の総労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とする。

イ アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合は、1点を付与する。

ただし、アの提案がない場合は加点しない。

- ・清掃あるいはその他の業務に従事させること。労働条件については、1週間の総労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とすること。

ウ 大阪府では、障がい者等の職場環境を整備するため、障害者等の職場環境整備等支援組織の活用を推奨していることから、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点を付与する。

- ・「障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）」の活用とは、知的障がい者等の新規または継続雇用にあたり、次の（1）～（3）に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることをいう。

（1）職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（2）ジョブマッチング（新規雇用を提案する場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

（3）定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

知的障がい者等の現場就業について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出してください。
- ・年度途中で雇用状況に変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告してください。
- ・新規雇用または継続雇用において、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。
- ・優先交渉権者に決定したら速やかに、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用することについて、福祉部障がい福祉室自立支援課へ連絡してください。
- ・障害者等の職場環境整備等支援組織の活用状況について、「障害者等の職場環境整備等支援組織活用実績報告書（知的障がい者等の現場就業）」により毎年度報告してください。

- 「就職困難層への雇用・就労支援」と「知的障がい者等の現場就業状況」に関し、同一人物を提案対象とすることは認めません。
- 新たに知的障がい者等を雇用する場合は、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行する必要があります。
- 知的障がい者等の現場就業にあたり、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）等の活用も含め、以下の例を参考に、障がい者の職場定着の推進を図ってください。

＜参考：職場定着支援の例＞

- ・専任支援者の配置
- ・地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等）との連携した支援体制の構築

- ・個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- ・仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- ・障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- ・障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- ・働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- ・障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- ・課題解決のための支援体制の構築
- ・障がい者理解促進のための社内研修

◆ 環境問題の取組み（2点）について

以下の取組み項目についてそれぞれ1点を付与し、その合計点（最大2点）で評価します。

【脱炭素に向けた取組み】1点

申請者（グループを構成する場合はその構成事業者のいずれかとする。以下本項「脱炭素に向けた取組み」において同じ。）における脱炭素に向けた取組みを評価するため、以下①～⑤のうち1つ以上の取組みを行っている場合に1点を付与する。

- ① 事業所の一部または全部における再生可能エネルギー電力（再生可能エネルギー電力の比率の最低値を契約上明記しているものに限る。）の調達（提出書類：当該電力供給契約書の写し。契約者が申請者もしくは申請者事業所施設の管理を行う者であること。）
- ② 太陽光または風力もしくはその他の再生可能エネルギーによる発電設備（合計発電容量10kW以上）を設置し発電を行っていること（提出書類：設置状況報告書（様式第8号））
- ③ ゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車をいう。）を使用していること（提出書類：申請日の前日時点で有効である対象車種に該当する自動車検査証の写し。なお、「使用」とは自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」が申請者名となっている自動車のことをいい、レンタカー等の他社名義の自動車は含まない。）
- ④ 燃料電池（定格出力1.5kW以上）又は蓄電池を導入していること（いずれも定置式に限る）（提出書類：設置状況報告書（様式第8号））
- ⑤ 過去3年以内にJ-クレジット制度に基づいてオフセット・クレジット購入により申請者の事業において温室効果ガス排出量のオフセットを行った実績があること（提出書類：J-クレジット購入費用支払領収書の写し。宛先が申請者であること。）

《参考》J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>

【環境マネジメントシステムの外部認証取得】1点

申請者（グループを構成する場合はその代表事業者をいう。）の環境経営の取組みを評価するため、環境マネジメントシステム（以下EMSという。）の第三者認証（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、その他自治体等による認証制度のいずれか）を取得している場合に1点を付与する。（提出書類：申請日の前日時点で認証取得していることを証する書面の写し）

《参考》

・EMSとは（環境省）<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html>

・EMS支援ポータルサイト（大阪府）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/kankyou/kankyoutaisaku/ondanka/chikyuuukankyou/EMSshien/index.html>